

食品安全委員会第728回会合議事録

1. 日時 平成31年1月29日（火） 14：00～15：47

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 農薬取締法の改正について

(農林水産省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 6品目

[1] アメトクトラジン [2] ジクワット

[3] ピリプロキシフェン [4] ピロキサスルホン

[5] フルチアニル [6] メチルテトラプロール

(厚生労働省からの説明)

・動物用医薬品 2品目

[1] サラフロキサシン [2] ネオマイシン

(厚生労働省からの説明)

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物「二炭酸ジメチル」に係る食品健康影響評価について

・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「メチオニン」に係る食品健康影響評価について

・飼料添加物「L-メチオニン」に係る食品健康影響評価について

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

・「ピフェントリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(5) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「ペルメトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(6) 器具・容器包装専門調査会における審議結果について

・「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(7) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン」に関する審議結果の報

告と意見・情報の募集について

- ・「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(8) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

(9) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、
吉田（充）委員

(説明者)

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

農林水産省 安岡農産安全管理課長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1 農薬取締法の改正について

資料2-1 食品健康影響評価について

資料2-2 「アメトクトラジン」、「ジクワット」、「ピリプロキシフェン」、
「ピロキサスルホン」、「フルチアニル」、「メチルテトラプロール」、
「サラフロキサシン」及び「ネオマイシン」の食品安全基本法第24条
に基づく食品健康影響評価について

資料3-1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<二炭酸ジ
メチル>

資料3-2 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのな
いことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外
物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<メチオニ
ン（第3版）>

資料3-3 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<L-メ
チオニン>

資料4 農薬専門調査会における審議結果について<ビフェントリン>

資料5 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果につい

て<ペルメトリン>

- 資料 6 器具・容器包装専門調査会における審議結果について<食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（案）>
- 資料 7-1 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン>
- 資料 7-2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅>
- 資料 8 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況（報告）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第728回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長、農林水産省から安岡農産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第728回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は12点でございます。

資料1が「農薬取締法の改正について」、資料2-1が「食品健康影響評価について」、資料2-2が「『アメトクトラジン』、『ジクワット』、『ピリプロキシフェン』、『ピロキサスルホン』、『フルチアニル』、『メチルテトラプロール』、『サラフロキサシン』及び『ネオマイシン』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料3-1が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3-2が「食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3-3が「飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4が「農薬専門調査会における審議結果について」、資料5が「農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について」、資料6が「器具・容器包装専門調査会における審議結果について」、資料7-1と7-2がいずれも同じ資料名で「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、資料8が「企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況」でございます。

以上12点でございますが、不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 農薬取締法の改正について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「農薬取締法の改正について」です。

それでは、農林水産省の安岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○安岡農産安全管理課長 農林水産省の農産安全管理課長の安岡でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料1に沿って御説明をさせていただきます。農薬取締法の改正、中でも再評価制度をこれから導入していくに当たって事前相談を始めるということに関する御説明でございます。

1枚おめくりいただいて3ページを御覧ください。もう皆さん御存じのとおりで、昨年6月、農薬法の改正が無事終わったところでございます。目的については、この背景に書いてあるとおりで、まず何よりも第一は農薬の安全性を一層向上させるということです。日進月歩で進んでいく科学の進展で農薬の安全性に関する知見だとか評価方法、どんどん発達していくもの、こういうものをちゃんと登録制度の中に取り入れていこうという目的で進めているものでございます。

1枚おめくりいただいて、早速4ページで具体的な中身、これはもう皆さん御存じのとおりかと思えます。最も中心的な今回の改正の内容は再評価制度の導入です。一旦農薬登録をした後でも、全ての農薬について定期的に最新の科学的な評価で安全性を再評価していくということでございます。

そのほかにも、2番のところにありますけれども、様々な意味で農薬の安全性に関する審査の方法の充実ということを今回の法改正でしております。特に①、②、③と3つ挙げていますけれども、大きなところは、農薬使用者に関する影響評価、リスク評価を農薬の使用者に対する評価でも入れていこうとか、動植物に関する影響評価を広げていこうとか、さらには農薬の原体、有効成分だけではなくて不純物などについても成分に関して規格を設けて評価をしていこうといったようなことを入れているところがございます。

この中身については、一番下にありますけれども、施行期日、昨年12月に再評価を含めて全体については施行が始まっております。さらには、これからいろいろ検討していき、準備期間を設けて実施していくものもありますので、2の(1)①及び②については、平成32年4月ということを進めているところがございます。

続けて5ページを御覧いただいて、今回いろいろと御相談をさせていただく再評価制度に関してでございますけれども、一番上に書いてあるとおりで、約4,000ある全ての農薬について効率的に評価をしていくということで、約600ある有効成分の単位ごとにまとめて再評価をしていこうということがございます。

下にチェック印が3つついていますが、1つ目は、それぞれ再評価の実施の順序を決めていく訳ですけれども、その順序が来たら対象となる有効成分、どんな資料を提出すべきか、提出期限といったものを告示して、再評価はその時々最新の評価のガイドラインに沿ったデータで評価をお願いします。

最後のところにありますけれども、再評価の際には、原体規格の設定を行うとともに、試験データをもとに最新の評価の考え方に基づいて毒性指標、さらには残留基準値なども確認をしていただいて、必要に応じて使用方法などの見直しになるような登録の変更や、場合によっては登録自体の取り消しも含めて対応していくという仕組みでございます。

6ページを御覧いただいて、実際の具体的なこれから進めていくスケジュールを書いてございます。定期的にと申し上げていますが、おおむね15年ごとに再評価をしていくというスケジュールでやろうと思っています。そういう意味からいくと、4,000剤を15年で評価していくということかと思えます。

最初の評価のスタートですけれども、2021年をスタートと考えています。2021年以降、優先度に応じて順次農薬の評価をしていくということになります。

それぞれの評価の具体的な時期ですけれども、下のところに優先度というのを書いてございますが、もちろん再評価は影響の大きいものからやっていくのだという考え方でやっておりますので、国内での使用量の多い農薬から順次進めていくということです。具体的な順番は、③のところに戻りますけれども、書いてありますとおり、具体的な時期については再評価の申請を実際に提出してもらう時期、それぞれの農薬に関してこの時期までにデータを出してくださいという事を、評価の開始の時期の2年ぐらい前に順次公表していこうと考えております。

7ページは今の関係のところですが、どのようなものをどのような優先度でやっていくか。

最初の優先度Aは、使用量の多いもの、生産量の多いものを優先させていただいて、その次に、生産量が少なくても毒性が比較的高いものを優先度B。さらにはC1、C2、最近評価を既にやっているような登録が新しいものは、それほど急いでやることはないということでC2としたり、残りは生物農薬などを最後の優先度という形にしているところです。

8ページは再評価制度のイメージとなっておりますけれども、下のところを見ていただいて、ポイントは1つで、15年ごとに行う定期的な再評価以外に、15年の間にいろいろなことがあったらどう対処するのかということも問われていますので、仕組みとしては、法改正にあわせて、毎年、安全情報を各メーカーから報告してもらうスキームを導入することにしております。さらには、その結果をもとに評価をしなければいけないということになれば、それは再評価を待たずに随時評価をする。こういったスキームで、①、②、③という3本柱で評価をしていくという考え方でしているところでございます。

最後に9ページ、今日の委員会への御相談であり、これからの事項ということですがけれども、再評価に係る事前相談、データコンサルテーションです。目的についてはそこに書いてあるとおりなのですが、再評価をする際、全ての試験について最新のテストガイドラインで全部試験をやり直すということになると、中には古いデータであっても使えるものもあつたりしますので、そういう意味ではメーカーに過度な負担を求めないようということもありますので、データの中で使えるものか使えないものかという御相談をしていく必要があるということです。それぞれについて、農薬の登録者から事前に既に持っているデータが再評価に必要な情報を満たしているかどうか、データギャップがある場合はどんな補完データをさらに作ればいいのかなど、もちろん明らかに必要なものは当然やっていただく訳ですが、判断のつかないような場合などについて、評価を担当する府省に相談するということになっていきます。

手続については、基本的には我々、最新のテストガイドラインに沿ってやっていただくこととなりますので、それが実際に今まで持っている試験でできているかどうかというのをそれぞれで解析させていただいて、その結果、データコンサルテーションが必要な場合については、希望する試験項目、内容、さらには相談内容に関連する考察だとか、持っている試験成績などを提出していただいて、相談に応じるというようなスキームにすることを考えてございます。

食品安全委員会で御判断、御評価をいただくような試験については、また要望のあつた中から御相談をさせていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今農林水産省から農薬取締法の改正について御説明をいただいたところであります。その中で食品安全委員会には特に農薬の再評価、それから、事前相談について協力をお願いしたいということでした。

このことについては、農薬の安全性を高めていく上で必要なことだろうと思うのですが、資料にあるデータコンサルテーションという名前なのですが、内容的には事前相談ということで、そのようにもおっしゃっていたのだと思いますけれども、これはこの言葉で確定してしまうことになるのですか。

○安岡農産安全管理課長 今、委員長からお話のあったとおり、事前相談という内容です。どういう言葉を使えばいいかというのは、ちょっとそこはあるのだと思いますけれども、基本的には再評価の前に事前に相談するという中身になります。

○佐藤委員長 コンサルテーションもいろいろ意味はあるのだろうと思うのですが、一部コンサルタントみたいな使い方だとクライアントのために働くみたいな意味合いもあるので、そういうことではないだろうと思いますので、事前相談で差し支えなければ、そういうニュートラルな言葉をお使いいただいた方がいいのかなという気がいたします。

それで、特に事前相談でありますけれども、そうなりますと食品安全委員会とリスク管理機関との間でいろいろやりとりをしなければいけないのだろうと思うのですが、それについてどのようにしていくか、大原則みたいなものを決めたいと思うのですが、どなたか、こういうふうにすべきだろうというような御意見があったらお願いしたいと思います。

川西委員、どうぞ。

○川西委員 今の佐藤委員長の問いかけと少し違うかもしれませんが、私は医薬品の審査に多少かかわっていた時の経験でも、医薬品の方もこういう事前相談のシステムがうまく機能して、かなり合理的に物事が進むようになったということがあって、システムとしては、こういうのを作ることは大変いいことだと思います。ただ、確認させていただきたいことがあります。今回の再評価に係る事前相談は、個別の試験の評価にかかわることで、農薬の食品健康影響評価、私どもの食品安全委員会がやっている食品健康影響評価とは異なるという説明があったかと思うのです。相談時の事前相談での判断と、実際に食品健康影響評価をやった時に異なることもあろうかと思いますが、そのあたりについてはどのように考えておられるのでしょうか。

○安岡農産安全管理課長 先ほどの委員長のお話も含めてお答えをさせていただこうと思います。

まず、よくある民間のコンサルティングのようなものとは同じでないという、それは最も誤解があってはいけないポイントだと思いますので、そこは明確にしたいと思います。

もう一つは、もちろん評価の内容、具体的な評価と事前相談とは性格の違うところがあるのだろうと思います。最終的な評価というのはデータもあって、最終的に結果として影

響評価をしていただくというもの、それに対して事前評価というのはどちらかというデータが足りているか足りていないかとか、この方法で十分かどうかということ判断していただくものだと思います。そこの性格の違いはしっかり持つておこうと思います。

それと、最後に、事前相談である程度こういうことだという方向性が出たものが、最終的な評価の際に異なってくるケース。これはどうしてもほかのデータとの関係の総合評価とかで出てくるのであろうと思います。もちろん、そういったことができるだけないように我々としてもやっていきたいと思ひますし、できるだけコミュニケーションとかはしっかりしていきたいと思ひますけれども、そういったことがあることはもちろん頭に入れて進めていきたいと思ひます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、やりとりを実際にどうするのかというようなことについて、御意見いただければと思ひます。

吉田委員、どうぞ。

○吉田（緑）委員 今、川西委員からも非常に適切な御質問、あとは回答もいただきまして、ありがとうございます。

私といたしましては、今回、個別の試験項目に関する事前相談ということであって、食品健康影響評価ではないということは今、明確にさせていただきましたので、委員会への諮問ではなく、事務局とリスク管理機関との連絡ということで行うのが妥当ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 今、吉田委員から、諮問とかそういうことではなくて、事務局同士のやりとりの中で進められることではないかというお話があったかと思ひますけれども、そのような進め方というか、我々の方の受け取りの仕方でよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

これを実際にどうするのかというのは、事務局の方でまた相談して決めていただきたいと思ひます。

あと、事前相談の内容確認の進め方については実際にどうしたらいいのかという、事務局でかなり対応できる部分もあるでしょうし、そうでない部分もあり得るかもしれないと思うのですが、その辺について御意見いただければと思ひます。

吉田委員、お願いします。

○吉田（緑）委員 今回、食品健康影響評価ではないということは伺いましたので、ただ、残留農薬の試験内容に関する御相談ということですので、本件につきましては、もし必要があれば、農薬専門調査会の専門委員にも御協力いただくということがあってもいいのかなと私は思っております。

○佐藤委員長 必要に応じて、農薬専門調査会を中心としてだと思えますけれども、専門委員にも御協力いただくということだったのですが、いかがですか。

これは事務局を通してすることであれば、専門の方に何かコメントいただくというのはあるのかなと思います。

それでは、今、吉田緑委員から、事前相談について農薬専門調査会の専門委員に必要があれば御協力いただくことでよいのではないかという御提案がありましたので、そのようにしたいと思います。

食品安全委員会の標榜しております中立性が損なわれることのないように留意した上で進めていきたいと思っております。

この事前相談の実施によって、農薬の再評価がスムーズなものにつながることを期待したいと思います。

安岡課長、どうもありがとうございました。

○安岡農産安全管理課長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 次の議事であります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料2-1にありますとおり、厚生労働省から1月23日付で農薬6品目、動物用医薬品2品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品規準審査課残留農薬等規準審査室長の黒羽でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料2-2に基づきまして、説明させていただきます。

おめぐりいただきまして、1品目め、アメトクトラジンでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランスによる残留基準値の設定の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするもので

ございます。

用途は殺菌剤でございます。日本におきましては農薬登録がされており、ばれいしょ、トマト等への基準値が設定されてございます。今回、だいず及びあずきの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRで毒性評価がなされており、ADI及びARfDとも設定の必要なしとされてございます。また、たまねぎ、ホップ等に国際規準が設定されてございます。諸外国の状況でございますが、米国におけるたまねぎ、ホップ等を初めといたしまして、御覧の基準値が設定されてございます。今回、インポートトレランス申請によってホップへの基準値設定要請がなされているものでございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、平成25年1月に御評価をいただいております。ADIが2.7 mg/kg 体重/dayと評価されてございます。

おめぐりいただきまして、2剤目、農薬ジクワットでございます。本件につきましては、インポートトレランス申請による残留農薬の基準値設定の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。なお、平成25年3月にポジティブリスト制度導入時に設定いたしました暫定規準の見直しに係る評価を依頼しているところでございます。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされており、ばれいしょ、果樹類等に登録がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおきまして毒性評価がなされており、ADIは0.006 mg/kg 体重/day、ARfDは0.8 mg/kg 体重と評価され、いちご、豆類等に国際規準が設定されてございます。諸外国におきましては、米国におけるばれいしょ、いちご等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、今回初回でございますが、先ほど説明したとおり、暫定規準の見直しに係る評価の依頼をしているところでございます。

続きまして、3剤目、農薬ピリプロキシフェンでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス申請による残留基準の設定の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされており、茶、メロン等に基準値が設定されております。今回、みつば、かんきつへの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおきまして毒性評価がなされており、ADIは0.1 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしと評価されており、綿実、かんきつ等に国際規準が設定されてございます。

諸外国におきましては、米国におけるかんきつ、コーヒー豆等を初めといたしまして、

ここに記載しておりますような作物に基準値が設定されてございます。今回、インポートトレランスによるコーヒー豆への基準値設定要請がなされているものでございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまで3回御評価をいただいております、直近ではADIが0.1 mg/kg 体重/dayと評価されてございます。

おめくりいただきまして、4剤目、農薬ピロキサスルホンでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランスによる基準値設定の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされておりますが、食用作物への適用は現在ございません。今回、初めて食用の農作物の小麦、とうもろこし等への適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおきまして毒性評価はなされておらず、国際規準も設定されてございません。また、諸外国におきましては、米国におけるとうもろこし、小麦等を初めといたしまして、ここに記載しております作物に基準値が設定されてございます。今回、インポートトレランス申請による小麦、大麦等への基準値設定の要請がなされてございます。

食品安全委員会での評価等ですが、今回初回でございます。

おめくりいただきまして、5剤目、農薬フルチアニルでございます。本件につきましては、インポートトレランスによる残留基準の設定の要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては農薬登録がされており、きゅうり、なす等に残留基準の設定がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際規準も設定されてございません。また、諸外国におきましては、米国におけるぶどう、りんご等に基準値が設定されてございます。今回、インポートトレランスによるぶどう及びりんご等への基準値設定の要請がなされてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまで2回評価をいただいております、直近ではADIが2.4 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしと評価されてございます。

続きまして、6剤目、農薬メチルテトラプロールでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく新規の登録申請があったため、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては農薬登録がなされておらず、今回、てんさい、りんご等への新規登録申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際規準も設定されておりません。また、海外においても基準値は設定されてございません。

食品安全委員会での評価等ですが、今回初回でございます。

続きまして、7剤目、動物用医薬品サラフロキサシンでございます。本件につきましては、平成30年5月にポジティブリスト導入時に設定いたしました暫定規準の見直しに係る食品健康影響評価をいただいておりますが、新たにその他の家きんの食用組織等の基準値設定が必要となったことから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は合成抗菌剤でございます。

日本におきましては動物用医薬品の承認はなされてございません。

国際機関、海外の状況でございますが、JECFAにおきまして毒性評価がなされており、ADIは0.0003 mg/kg 体重/dayと評価されており、鶏、七面鳥に国際規準が設定されてございます。また、諸外国におきましては、EUにおきまして鶏、さけ目魚類に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、これまで2回評価をいただいております、直近ではADIは0.0064 mg/kg 体重/dayと評価されてございます。

続きまして、8剤目、動物用医薬品ネオマイシンでございます。本件につきましては、平成30年3月にポジティブリスト導入時に設定いたしました暫定規準の見直しに係る食品健康影響評価をいただいておりますが、新たに羊の筋肉等の基準の削除が必要となったことから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は抗生物質でございます。

日本におきましては、牛、豚、鶏を対象動物とした動物用医薬品が承認されてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JECFAにおきまして毒性評価がなされており、ADIは0.06 mg/kg 体重/dayと評価されており、牛、豚、羊等に国際規準が設定されてございます。また、諸外国におきましては、米国における牛、豚、羊等を初めといたしまして、ここに記載しておりますような畜産物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等ですが、平成30年3月に御評価をいただいております、ADIは0.036 mg/kg 体重/dayと評価されてございます。

最後になりますが、別添2でございます。食品安全委員会に評価依頼を2回以降お願いする品目について、追加データを出させていただいたものを列記してございます。

なお、サラフロキサシン、ネオマイシンにつきましては、追加の資料はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等がございましたら、お願いたします。特に今のところございませんか。

ただ今厚生労働省から説明いただいたもののうち、農薬アメトクトラジン、ピリプロキシフェン、フルチアニル及び動物用医薬品2品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定1の(2)の規定により、担当の吉田緑委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いしたいと思います。

○吉田（緑）委員 分かりました。

農薬アメトクトラジンにつきましては、作物残留試験と家畜残留試験及び家畜代謝試験の結果のみの追加でございますけれども、急性参照用量を検討する必要があるということで、農薬専門調査会で審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

また、ピリプロキシフェンにつきましては、作物残留試験に加え、90日間の神経毒性試験などの結果が、農薬フルチアニルにつきましては、作物残留試験の結果に加えて、急性毒性試験等の動物試験の結果がそれぞれ追加されているため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるというように認められます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今御説明いただきましたけれども、農薬アメトクトラジン、ピリプロキシフェン及びフルチアニルについては、農薬専門調査会において審議するというところでよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 それから、動物用医薬品サラフロキサシンについては、平成30年5月8日付で、同じく動物用医薬品ネオマイシンについては、平成30年3月6日付で厚生労働大臣宛てに評価結果を通知しているところであります。

ただ今の厚生労働省の説明を聞いた限りにおいては、同委員会決定の1の(1)の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当するものと認められます。よって、同規定に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

それから、農薬ジクワットについては、平成25年3月18日に評価要請の説明がなされていることから、あわせて農薬専門調査会において審議することといたします。

残りの農薬ピロキサスルホン及びメチルテトラプロールについては、農薬専門調査会において審議することといたします。

黒羽室長、ありがとうございました。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

添加物1品目、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質、いわゆる対象外物質1品目及び飼料添加物1品目についてであります。

まず、添加物1品目に関する食品健康影響評価でありますけれども、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料3-1をお願いいたします。

まず、表紙をおめくりいただきまして、3ページに審議の経緯がございますけれども、本添加物につきましては、11月6日の第718回の委員会におきまして専門調査会での審議結果案の報告について審議がなされまして、11月7日から12月6日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

概要につきましては、11ページからございますけれども、この添加物については、飲料の殺菌料ということで用いるものでございます。

12ページ、13ページを御覧いただきますと反応式等がございますけれども、本体の二炭酸ジメチル(DMDC)は飲料に添加されますと速やかに分解されまして、メタノールと二酸化炭素になるということでございます。また、飲料中の物質と反応することによって種々の反応生成物ができるということでございまして、それをまとめたものが13ページの表1になっております。御覧いただきますと、今、申し上げましたメタノール、二酸化炭素のほかに、メトキシカルボニル化合物(MCC)、炭酸エチルメチル(MEC)、おめくりいただきましてカルバミン酸メチル(MC)、炭酸ジメチル(DMC)などができるということでござ

います。

安全性の評価につきましては、本体のDMDCのほかに、加水分解生成物と、今申し上げました表のMCC、MEC、MC、DMCの知見をあわせて評価が行われたということでございます。

食品健康影響評価につきましては、101ページからになってございます。それぞれ今申し上げました関連物質ごとに評価が記載されておりますけれども、評価につきましては、DMDC添加飲料を用いまして試験等も行われておりますが、その試験で毒性所見がなかったことなども踏まえまして、また、個々の物質に関する試験等についても検討が行われました結果として、それぞれの関連物質については、添加物二炭酸ジメチルの使用に由来する摂取では安全性の懸念がないといずれも判断をされているということございまして、その結果としてまとめられた評価が106ページの最後の3行にございます。

今、申し上げました個々の関連物質を総合した評価の結論につきましては、添加物二炭酸ジメチルが添加物として適切に使用される限りにおいては、安全性に懸念はないという結果でございました。

御意見・情報の募集結果につきましては、後ろから2枚ほどおめくりいただきますと募集結果の最初のところがございまして、1通御意見をいただいております。評価書中の表現に関するものとか内容に係るものも含めまして、御意見が多岐にわたっているということで、この御意見の最後の脚注のところに書いてございますように、回答が共通するような御意見をまとめて、並べかえて整理をしているということでございます。

1つ目のまとめりと次のまとめりについては、表現や記述に関する内容ということで、内容に係るものは3つ目からになっております。

最初は1ページと書いてあるところでございますけれども、評価書案の表現に関する種々の御意見をまとめておまして、これらについては、例えば評価書の13ページの表1の中の略語について、N-MCCとあるけれども、N-MCC-AAとすべきではないかということ、それから構造式を間違えていないかということなのですけれども、特に間違いということではなくて、ルールに従って、専門調査会で適切と考えた内容について整合をとって記載しているということですので、そのことを御説明しまして、また、御指摘をいただいた中のN-MCCの表記につきましては、備考の方に分かりやすいようにということでN-MCC-AAということで修正をさせていただいておりますのと、各種毒性試験で用いられた動物数の記載について、御意見に従って表現の統一をさせていただいたということでございます。これが1つ目でございます。

2ページ目に参りまして、次は国際機関等における評価の記述に係る御意見ということで、評価書中何カ所か国際機関の評価がこうであったということで御説明をしている部分がございますが、ここの記載について3つほど御意見をいただいておりますけれども、御指摘の記載はいずれも評価書の記載をそのまま引用しているものということでございますので、この旨御説明しております。

また、単位については、比較等が必要な場合に変換して記載することがあるけれども、

基本的にはもとの文献のとおりにしていますということで御説明をしています。

3つ目、ここからが内容に係るものですが、1つは安定性についてということで、DMDCの安定性について記載している部分について、温度に依存して加水分解速度が速まるということだけでも、製造過程で分解をしないのかということでございます。回答でございますけれども、分解するかどうかということはあるとしても、最終的にそれによらず添加物二炭酸ジメチルの含量が規格では99.8%以上含むということになっていますので、そのようになっていますという御説明をしています。

その次が、ワイン類についての記載、ワイン類が何を指すかということで、定義に関する御意見をいただいておりますけれども、評価書案の中では、注5のと通りの定義になっていますという御説明をしています。

おめぐりいただきまして、安全性に係る知見の概要のDMDCに関するところで、最初に試験成績は提出されておらずという記載について、提出を求めるべきだという御意見なのですが、これについては、DMDC自体が最終的な飲料中では検出限界値未満になるとされている御説明と、専門調査会としてはDMDCのほか、DMDCが反応して生じるものの知見をあわせることで総合的に安全性に関する評価は可能と考えましたという御説明をしております。

次が、ラットを使った4週間の経口投与試験の中で使われている調製試験飲料についての御意見でございます。この中に日本で使用できないチクロが使われていることについて、問題ではないかという御意見なのですが、右側が回答でございます。御指摘の試験については、DMDCと種々の物質の反応生成物が含まれ得る飲料の安全性について検討するために実施されたものということで、指定の有無は安全性の検討結果の解釈に影響を与えないと考えられますという回答をさせていただきます。

次でございますが、評価書で言うと41ページあたりのラット4週間試験でございます。ALP活性の増加について毒性学的意義は少ないと結論をしているけれども、飛躍し過ぎではないかという御意見についてでございます。右側が回答でございますが、これについては他の肝臓関係の血液生化学的マーカーに変化がないということ、それから、肝臓、骨に病理組織学的な異常も認められなかったことなどを含め総合的に検討して、毒性学的意義は少ないと考えましたという回答でございます。

その次がラット13週の経口投与試験についてでございますが、用いている試験試料の内容について成分を詳細に記載すべきだという御意見でございますけれども、分かる範囲で記載していますので、このことを御説明しているということでございます。

同じ御意見の中で、その成分とDMDCとの反応の有無や影響を考察すべきということについて、添加飲料を用いた試験を検討した結果で安全性に係る懸念が示唆されなかったということを御説明しております。

その次の「また」のところ、ALP活性が増加しているがということで御意見をいただいているのですが、実際にはALPの上昇が認められた群はなかったということを御説明してい

ます。

最後、食品健康影響評価についての御意見でございますけれども、適切に使用される限りとはどういう意味かということで御質問いただいておりますので、規格基準の設定等の適切なリスク管理措置が実施されて、そのもとで使用されるということの意味を意味していますという御説明をしています。

それから、評価の中のメタノールについてのところで、感受性という言葉について、具体的にどういう感受性かということをお聞きになっているので、これについては、メタノールの毒性の発現のしやすさを意味していますということをお説明しています。

それから、酵素混液とホモジネートという言葉について具体的な違いは何かということをお質問になっているので、これは評価書中38ページあたりの豚の代謝試験についてのことでございますけれども、脚注24で評価書の中で御説明しておりますので、この旨を御説明しております。

それから、十分なマージンとはどのくらいの差があれば十分と判断するのか、その根拠は何なのかという御質問につきましては、ばく露マージンについては、一般に遺伝毒性発がん物質以外の場合はおおむね100未満であると低減対策を実施する必要性が高いと解釈されますということで、出典とともに記載をしております。

最後のページに修正点をまとめておりますけれども、今申し上げました修正点以外に、例えば一日推定摂取量と書いてあったものを、添加物の指針内の用語に合わせまして推定一日摂取量に統一していたりということで、ここに記載のような修正をさせていただいた上で、よろしければ、この評価書案をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち二炭酸ジメチル、その他その加水分解物等の関連物質であるメタノール、メトキシカルボニル化合物、炭酸エチルメチル、カルバミン酸メチル及び炭酸ジメチルについて、添加物二炭酸ジメチルが添加物として適切に使用される限りにおいては、安全性に懸念はないということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、対象外物質1品目、飼料添加物1品目に関する食品健康影響評価についてであります。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 まず、資料3-2をお願いいたします。

資料3-2の頭書きを御覧ください。今回は、後ほど御説明いたします飼料添加物L-メチオニン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン及び2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅の3つの評価要請に伴い、対象外物質のメチオニンについて第2版の評価書に試験の追記等を行ったものです。第2版から記載整備を行っている部分もごさいますが、今回の評価要請において新たに追記した試験を御説明いたします。

10ページをお願いいたします。10ページから安全性に係る知見の概要を記載しております。

11ページの下から遺伝毒性試験について記載をしております。

15ページをお願いいたします。15ページの表4に今回の評価要請物質であります2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンの遺伝毒性試験の結果を追記しております。*in vivo*の試験は実施されておきませんが、*in vitro*における細菌を用いた復帰突然変異試験及び培養細胞を用いた遺伝子突然変異試験は、いずれも陰性でした。

次に、16ページ、表5に2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅の遺伝毒性試験の結果を追記しております。細菌を用いた復帰突然変異試験は陰性、*in vitro*の染色体異常試験は陽性でしたが、*in vivo*の小核試験では陰性でした。

第2版における遺伝毒性試験の結果とあわせまして、メチオニンには生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないとの判断に変更はございませぬ。

17ページから各物質の急性毒性試験の結果を追記しております。

20ページをお願いいたします。食品健康影響評価でございませぬ。メチオニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えたとする結論に変更はございませぬでした。

対象外物質メチオニンの改版につきましては、評価結果に変更がないことから、意見・情報の募集は行わず、この結果を関係機関に通知したいと考えております。

次に、資料3-3、1枚紙をお願いいたします。L-メチオニンを飼料添加物に指定することに係る評価要請に伴う食品健康影響評価です。

肥料・飼料等専門調査会におきまして審議を行いましたL-メチオニンは、今、御説明いたしました対象外物質の評価書、メチオニンの評価に含まれていることから、その評価結果を踏まえ、L-メチオニンが飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられると判断されました。

このため、飼料添加物L-メチオニンにつきましては、先ほど御説明しました対象外物質評価書メチオニンを別添とし、意見・情報の募集は行わず、この結果を関係機関に通知し

たいと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、メチオニンについては意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会
で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわち動物用医薬品及び飼料添加物として通
常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないこ
とが明らかである。また、L-メチオニンについては、意見・情報の募集は行わないことと
し、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち飼料添加物として適切に
使用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度
と考えられるということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事であります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されてお
ります。

まず、担当の吉田緑委員から説明をお願いいたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

それでは、資料4を御用意ください。概要について申し上げますので、詳細については
事務局、よろしくをお願いいたします。

ピフェントリン、第6版でございます。第6版でございますので、前版よりの変更点の
みを申し上げたいと思います。

今回は、畜産物残留基準値設定に関する評価要請ということで評価が行われました。特
に新しく追加されたデータは、動物体内運命試験、ヤギ、ニワトリ、畜産物残留試験、ウ
シ、ニワトリなどでございます。今回は、急性参照用量の設定を中心に農薬専門調査会
では御議論をいただきました。

それでは、食品健康影響評価は50ページから始まりますが、特に今回、第6版というこ

とでございますので、前版より変更になったところ、追記されたところは51ページの評価対象物質でございます。暴露評価対象物質といたしましては、ビフェントリン（親化合物のみ）と今回の版で明記をいたしました。

急性参照用量に関するデータですけれども、58ページの表41を御覧ください。単回投与による可能性のある影響等が一覧表でまとめられています。本剤はピレスロイドですので神経毒性が見られるのですけれども、その中で最も低い無毒性量、イヌの90日間亜急性毒性試験で得られた無毒性量5.0 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した値、0.05を急性参照用量として御設定いただいたものでございます。

以上でございます。

○中山評価第一課長 それでは、一部補足させていただきます。

審議の経緯ですけれども、6ページを御覧いただきますと、昨年8月、厚労大臣から残留基準値設定に係る食品健康影響評価についての要請事項説明があったということです。その後、昨年10月に評価第一部会、12月に幹事会の審議を経て、本日に至っております。

本剤の概要については、11ページ、12ページを御覧いただきたいと思います。ピレスロイド系の殺虫剤ということで構造式も示されております。今回は、キャベツ、りんごなどの残留基準値変更に係る要請ということでございます。追加で提出された資料については、先ほど吉田委員から言及いただいたとおりであります。

少し具体的な内容としましては、20ページ以降でヤギ②と書いてありますけれども、動物体内運命試験のヤギ②ですとか、あるいは22ページのニワトリ①、さらに23ページのニワトリ②といったところが追加で提出された資料でございます。こうした中で、代謝物のMとかDといったようなものが10%TRRを超えて認められたということが分かってきたということでもあります。

食品健康影響評価については、先ほど吉田委員から御説明いただいたとおりですが、一部補足の説明をさせていただくと、58ページに表41で単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等ということで一覧になっております。この中でラットの結果につきましては、90日間亜急性毒性試験と2年間慢性毒性/発がん性併合試験でそれぞれ無毒性量が得られている訳ですけれども、これについては総合評価という形が行われて、59ページの脚注の2)に記載があるとおり、いずれも100 ppmで無毒性量が得られたところ、平均検体摂取量の結果を踏まえて、90日間亜急性毒性試験の無毒性量が採用されたということも踏まえまして、最終的にはイヌの90日間亜急性毒性試験が急性参照用量の設定根拠資料となったというところを一部つけ加えさせていただきたいと思います。

あとは委員から御説明いただいたとおりでございます。この品目について、もしよろしければ、明日から2月28日までの30日間、国民からの意見・情報の募集手続きに入りたいと考えているところです。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(5) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の吉田緑委員から説明をお願いいたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

それでは、お手元に資料5を御用意ください。概要について申し上げますので、詳細については、事務局より、またよろしくお願いいたします。

農薬・動物用医薬品のペルメトリンです。今回が初版でございます。本剤は、先ほどと同じようにピレスロイド系の殺虫剤でございます。

まず、評価書の12ページを御覧いただけますでしょうか。本剤の評価の流れ及び特徴について御説明申し上げたいと思います。第2パラグラフですけれども、ペルメトリンは4種の立体異性体から構成されております。*cis*体と*trans*体の比が25:75から40:60というものについて評価が行われている訳ですけれども、国内で農薬及び動物用医薬品用途として用いられているペルメトリンの原体の異性体はこの範囲に含まれるということでございます。したがって、まず、農薬及び動物用医薬品用途のペルメトリンといたしましては、*cis*体と*trans*体の比がおよそこの比の中にあるものを対象として評価を行いました。

しかし、次のパラグラフでございますけれども、日本では使用されていないのですが、*cis*体と*trans*体の比が80:20、*cis*体の比が高いものが海外では動物用医薬品で用いられているとの報告があることから、*cis*体と*trans*体の比が80:20の動物用医薬品用途のペルメトリンについても評価を行ったという経緯でございます。

なぜ、この比の違いが問題になるかといいますと、*cis*体がペルメトリンの毒性の本体と考えられているということでございます。

評価書の流れは、動物体内運命試験から植物体内運命試験、あとは土壌中等の流れになりますけれども、主に毒性のところから申し上げたいと思います。

先ほどの *cis*体と *trans*体のことをごさいますけれども、36ページから急性毒性試験についての記載がございます。ペルメトリンは、国内で使われているものは大体LD₅₀が500程度のものでございますけれども、37ページの表23の後半部分に *cis*体と *trans*体の比が異なるものの急性毒性試験の結果がございます。 *cis*体の比が上がるにつれ、LD₅₀が下がっていくということが御覧になれる。つまり、 *cis*体の比が上がってくると毒性がより強くなるということがお分かりになるかと思えます。倍ぐらいは違うということになりますでしょうか。

引き続きまして、毒性試験の表が出てまいりますけれども、例えば40ページの表26の急性神経毒性試験、単回投与におきましても振戦等を特徴とする神経毒性等が見られますし、続きまして、6カ月のラットの試験でございます。42ページの表28を見ても、やはり神経毒性があるということが分かります。

ただ、この特徴といたしまして、投与を繰り返しても、投与期間が延長するにつれどんどん毒性量が下がるといったものではなくて、ある数十mg/kgというところが神経毒性の用量ということは、投与期間が長くなっても短くなってもほぼ同じという特徴を持っている剤でございます。

それでは、食品健康影響評価の方に進みたいと思えます。80ページから食品健康影響評価でございます。毒性の特徴のところから申し上げたいと思えますけれども、先ほど来御説明申し上げましたように、各種毒性試験の結果から、ペルメトリン投与による毒性は主に神経系。ピレスロイドでございますから。あとは体重、あるいは肝臓等にも認められました。また、イヌだけですけれども、副腎にも認められました。繁殖能、催奇形性及び遺伝毒性は認められておりません。

マウスの2年間発がん性試験におきまして、肝臓腫瘍及び肺の良性腫瘍が認められました。この作用機序については、79ページの後半部分に書いてございますけれども、まず、マウスにつきましては、多くのメカニズム試験から、このマウスの腫瘍の発生がPPAR、マウス特異的なものでありヒトには外挿性のない腫瘍であろうというように御判断をいただきました。

また、肺の腫瘍につきましては、恐らく肺のクララ細胞の増殖が引き金になるのですが、ヒトへの外挿性を含めたメカニズムということについては、今回クリアにすることができなかったという結論でございます。

各種試験で認められた毒性については、85ページからの表74に一覧表で記載されております。先ほど申し上げましたように、大体同じような用量で振戦等の影響が認められるということがお分かりになるかと思えます。

まず、今回の暴露評価対象物質でございますけれども、81ページの第2パラに記載がございますが、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質については、親化合物であるペルメトリンのみと設定いたしました。ラットにも認められているということでございます。

また、81ページ中ほどでございますけれども、ADIに関する記載でございます。ADIにつきましては、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会は各試験で得られた無毒性量の

うち、最小値であったイヌを用いた1年間慢性毒性試験の5 mg/kg 体重/日を用いて、これを根拠とし、安全係数100で除した値、0.05 mg/kg 体重/日をADIと御設定いただきました。

本剤は、先ほど申し上げましたようにLD₅₀が500程度ということなので、急性参照用量の設定を考えなければいけない剤ということもございまして、単回投与により生ずる可能性のある毒性につきましては、95ページ、表75にまとめられております。

この中から最も低い無毒性量、ラットの急性神経毒性試験とラットの発生毒性試験を総合評価いたしました値の無毒性量50を安全係数100で除した値、0.5 mg/kg 体重を急性参照用量と御設定いただいたものです。

続きまして、81ページの後半部分を御覧ください。こちらに先ほど申し上げましたように、*cis*体と*trans*体のうち毒性の本体である*cis*体の配分の多いものについてどう考えるかということがまとめられております。非常に丁寧に記載いただいたものでございます。

まず、80：20のものを見る限りにおきまして、出てくる毒性のプロファイルがその前の25：75から40：60までのペルメトリンのものと大きくは変わらないということをまず御判断いただきまして、なので、確かに80：20のペルメトリンの毒性データというのは少ないのですけれども、異性体比が国内で使われている農薬等の比のデータを用いて評価可能と御判断をいただきました。そのことがまず記載されております。毒性の特徴は、神経及び肝臓に関するものだということで、それぞれの神経あるいは肝臓に対する影響について詳細に検討が行われました。それにつきましては、82ページの前段に書かれております。

データといたしましては、前に戻って恐縮でございますけれども、59ページ、その他の試験といたしまして、肝臓に対するペルメトリン異性体の影響比較試験及び60ページの(2)といたしまして神経毒性に対するペルメトリン異性体の影響試験に詳細が記載されております。結論といたしましては、恐らく神経毒性についての無影響量の差は、異性体の25：75から40：60と80：20の差は3倍程度であろう。そして、肝臓については2倍程度であろうという御判断をいただきました。

また、先ほどのADIに用いましたイヌの試験を見ていただければ分かるのですけれども、このエンドポイントは肝臓や神経毒性に対するものではなくて副腎に対するもの。さらに、この場合、無毒性量といたしまして5 mg/kgなのですけれども、最小毒性量としてはその20倍の100 mgという値でありまして、非常に大きなドーズスペーシングがあるということもありまして、これらの神経毒性の差あるいは肝臓毒性の異性体による差を考慮しても、この5というのは神経毒性あるいは肝臓毒性について、それらを包括できるもの、それぞれの無毒性量として採用できるものと御判断をいただいたということでございます。

そして、異性体比80：20に関するADIにつきましても、82ページに書かれているように、イヌの1年間慢性毒性試験で得られた無毒性量5 mg/kg 体重を安全係数100で除した値、0.05 mg/kg 体重/日が採用できると御判断いただいたものでございます。

では、事務局、よろしく願いいたします。

○中山評価第一課長 一部補足させていただきます。

ペルメトリンですけれども、審議の経緯といたしましては4ページを御覧ください。昨年4月に厚労大臣から食品健康影響評価についての要請及び要請事項説明があったということで、その後、昨年7月及び9月に評価第四部会、10月の幹事会の審議を経て、さらには、本剤は動物用医薬品ということで動物用医薬品専門調査会の審議も経まして、本日に至っているという経緯であります。

本剤の概要については、10ページから11ページに示されております。構造式なども示されているとおりでございます。ピレスロイド系殺虫剤です。

11ページに記載がありますとおり、本剤は牛の外部寄生虫などの駆除剤として動物用医薬品として承認されているということでもあります。

その他に関して、先ほど説明がなかった点を簡単に説明させていただきますが、12ページ以降、安全性に係る試験の概要ということで、ラットの動物体内運命試験の結果などが示されています。

13ページの最初の2行目あたりにあるとおり、本剤の単回経口投与後の吸収率は、*cis*体で少なくとも37%、*trans*体で少なくとも70%と考えられたということ。さらには、13ページの表3にあるとおりですけれども、ペルメトリン標識体の残留放射能濃度は脂肪で高い。*cis*体の方が高濃度であったという結果も得られているということです。

さらに、16ページ、表6にあるように、排泄については、*trans*体は主に尿中、*cis*体は尿及び糞中に同程度排泄されたという結果が得られています。

18ページ以降に畜産動物を用いた体内運命試験、22ページ以降には植物体内運命試験の結果などが得られていますということで、可食部における主要成分は未変化のペルメトリンであることのほか、幾つかの10%TRRを超える代謝物が認められたという結果が得られているということでもあります。

また、30ページには作物残留試験、畜産物残留試験の結果がまとめられているということで、作物残留試験においては、可食部におけるペルメトリンの最大残留値はこまつなの12.5 mg/kgであったことなどがまとめられているということでもあります。

各種毒性試験の結果などについては御説明いただいたのですけれども、1つだけ補足させていただきますと、89ページから91ページにかけては、マウスの試験結果が示されております。90ページの下にありますとおり、2年間慢性毒性/発がん性併合試験①で無毒性量の最小値は1.9ということです。91ページにおいては2年間慢性毒性/発がん性併合試験②がありまして、ここでは5.4 mg/kg 体重/日が最小値として得られているということです。これについては、ちょっと戻っていただきますが、51ページの下に脚注で書いてあるのですけれども、①の方の試験は試験期間中に用量の変更が行われていることを踏まえまして、食品健康影響評価の中の記載にもあるのですけれども、81ページの中段に、マウスの無毒性量は併合試験の②の5.4とすることが妥当とされたということも踏まえてという

ことで、先ほどの結論につながっていくことになろうかと思えます。

以上につきまして、本品目につきましても、よろしければ明日から2月28日までの30日間、国民からの意見・情報の募集手続に入りたいと考えているということでございます。以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思えます。

(6) 器具・容器包装専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事であります。

「器具・容器包装専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための指針案が提出されております。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 器具・容器包装専門調査会から提出させていただきました案は、食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針案でございます。資料6を御用意ください。

まず、私の方からは概要を説明させていただきますが、最初に、本評価指針策定の背景について御説明申し上げます。

資料6の1ページの第一章の中の「第1 背景」を御覧ください。食品用器具及び容器包装については、昨年6月に食品衛生法が改正され、合成樹脂を対象にその原材料について、安全性が評価され、規格基準が定められた物質以外は原則として使用を禁止するというポジティブリスト制度が新たに導入されることとなりました。

これを受けて、今後は継続的にこのリスト収載候補品目について評価要請がなされ、評価を実施することとなります。そこで、評価の考え方及び方法並びに評価に必要な資料の範囲を定めることによって、評価の公平性、透明性を一層向上させるとともに、調査会での調査審議の円滑化に資することを目的として、国内外の安全性評価の考え方を踏まえて、本評価指針案を策定することとしました。

次に、本指針の特徴についてですが、3ページ目の「第4 評価に際しての基本的な考え方」の適用範囲の(2)対象物質を御覧ください。評価対象となる物質は、器具・容器包装と食品が接触することにより、食品へ移行する物質となります。具体的には、原材料

として意図的に使用された物質のほか、非意図的に含まれる不純物や副生成物、分解物が挙げられます。

これら対象物質について、食事中濃度区分に応じて評価に必要な各種毒性等試験の結果等を用いて評価を行うという階層的アプローチを原則採用しています。

具体的には、同じく3ページ目の「2 評価の手順」にありますように、個々の対象物質について4段階の評価手順、すなわち1段階目、溶出試験の結果から食事中濃度を算出し、2段階目、食事中濃度区分に応じた各種試験結果等に基づく毒性の評価を行い、3段階目、対象となるヒト集団におけるばく露の評価を行って、4段階目は、これら3つの段階の評価結果に基づいて、対象物質の摂取によるリスクを判定する、こういう流れになっています。

このように食事中濃度区分に応じて評価に必要な試験結果等を設定し、それらに基づき評価を行うという点が、本評価指針の一番の特徴でございます。

詳細については、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○中山評価第一課長 それでは、川西委員から御説明のありました評価手順の（1）から（4）について、それぞれ補足の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、評価の手順の（1）に相当いたします食事中濃度区分ということでございます。対象物質の食品への移行の程度を、各食品区分の物理化学的性質を模した溶媒である食品擬似溶媒を用いた溶出試験の結果に基づいて評価するという事です。食品擬似溶媒中の濃度を一日食事量当たりの濃度である食事中濃度に換算していくということで、4ページにあります表1の区分のどこに該当するかというところを判断することになります。溶出試験法及び食品擬似溶媒中濃度から食事中濃度への換算方法についての具体的な内容、詳細については、まず、24ページを御覧いただきたいと思います。別表1がございしますが、食品区分というものを設けまして、これに対応する食品擬似溶媒が何になるのかということを設定しているということでありまして、食品区分はD₁からD₅まで分かれておりますけれども、それぞれ食品の物理化学的特性に応じて設定するという事です。D₁からD₅まで大きく分けて5区分ということになります。器具・容器包装を適用する食品の食品区分に応じまして、対応する食品擬似溶媒を用いて溶出試験を実施するという事です。

次に、25ページの別表2を御覧いただきますと、溶出試験の温度・時間条件を設定しています。温度・時間条件は、高温・短時間と低温・長時間の2条件としておりまして、その中の高温・短時間という条件については、器具・容器包装を食品に適用する温度条件に応じまして3つの中から適切なものを設定するという事です。

次に、30ページを御覧いただきますが、溶出試験の結果、得られた食品擬似溶媒中の濃度というのが出てきますけれども、それを食事中濃度に換算する時の換算係数を別表4に整理しているということでありまして、換算する際には、横軸の方になりますけれども、食品区分ごとに設定された食品区分係数と、縦軸の方になりますけれども、合成樹脂のグル

一プごとに設定された消費係数を用いるということです。これらは器具・容器包装の製造に用いられる材質の使用実態に基づくものということで、それぞれ特定の食品区分の食品への器具・容器包装の使用割合、特定のグループの合成樹脂に接触する食事量の割合を意味するという設定しているということでもあります。

戻っていただきますが、4ページの表1を御覧いただきたいと思います。食品中濃度区分は、区分Ⅰから区分Ⅳまでの4区分ということですが、それぞれの区分はどのような考え方で分けたかということで、それは、その下の参考ボックス内に記載のあるとおりでございます。

区分Ⅰにつきましては、遺伝毒性の懸念がないと判断できる場合、対象物質が仮に発がん物質であったとしても、生涯発がんリスクが 10^{-6} 以下になると想定される区分ということで、 $0.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 以下というものを設定しています。

区分Ⅱにつきましては、MunroによるCramer構造分類クラスⅢの毒性学的懸念の閾値以下に相当する区分ということになっています。生体にとって問題となる遺伝毒性は特段ないと判断できる場合、一般的に非発がん毒性及び非遺伝毒性発がん性に対する懸念の程度は低いと推定されることとなります。

区分Ⅲまたは区分Ⅳは、一般的に非発がん毒性及び非遺伝毒性発がん性に対する懸念の程度が低いとはあらかじめ言えない区分ということで、ばく露量の視点からは、区分Ⅲは区分Ⅳよりも懸念の程度が低いと想定される区分として分けているということで、区分Ⅰから区分Ⅳの4段階を設けていて、先ほど算出、換算したものがどこに該当するかということに当てはめていくことになる訳です。

次に、5ページの評価の手順の(2)に相当する毒性の評価という部分でございます。食事中濃度区分ごとに必要とされる各種毒性試験等の結果に基づきまして対象物質の毒性を検討して、必要に応じてADIやTDIなどのヒトの毒性学的な参照用量を設定するということとなります。

食事中濃度区分ごとに必要とされる各種毒性等試験につきましては、14ページを御覧ください。先ほど御説明した各食事中濃度区分の特徴を踏まえ、各区分で要求することとした試験項目等を下にあります参考表1にまとめてあります。区分Ⅰでは、毒性等試験の結果を必須とはしないということですが、遺伝毒性に関して利用可能な情報に基づく考察を必須とすることとしています。しかし、遺伝毒性に関して利用可能な情報が存在しない場合は、原則として遺伝毒性試験の結果を要求することとしています。区分Ⅱでは、遺伝毒性試験の結果を必須とします。区分Ⅲでは、遺伝毒性及び亜慢性毒性試験の結果を必須とするということです。区分Ⅳでは、遺伝毒性から体内動態試験までのフルの結果を必須とすることとしています。

なお、このような区分に応じた試験結果等の要求に当たり、注意を要する毒性影響及び物質がございますが、これらの取り扱いについては別途定めておまして、18ページの下から4行目以降に注意を要する毒性影響及び物質というところでまとめてあります。

まず、注意を要する毒性影響としては、神経毒性、19ページに行きますけれども、免疫毒性、内分泌活性、生体蓄積に起因する毒性影響の4つを挙げている状況です。これらのうち神経毒性、免疫毒性、内分泌活性については、食事中濃度区分を問わず、これらの毒性に特化した毒性試験の実施を必須としておりません。ただし、利用可能な情報からこれらの毒性が疑われる場合は、食事中濃度区分を問わず、これらの毒性に関する知見が得られる試験の結果を要求することがあるという定めにしております。

また、④の生体蓄積性に起因する毒性影響については、食事中濃度区分ごとに生体蓄積に関する懸念の程度に応じて適切な試験結果を要求することを定めているという状況であります。

また戻っていただきますが、7ページです。今度は評価の手順の3番目に相当するばく露量評価です。原則として、対象物質の食事中濃度及び対象ヒト集団における食事摂取量及び体重を用いて、対象物質の一日ばく露量(体重当たり)を推計することとしています。ばく露量の推計に当たっては、最新の委員会決定に基づく国民平均の体重を基本とし、また、食事摂取量は厚生労働省の国民健康・栄養調査における国民総数の食品群別摂取量の総量(平均値)を基本とするとしています。

続いて8ページですけれども、評価の手順の4番目に相当しますリスク判定です。対象物質の食事中濃度区分が区分Ⅰまたは区分Ⅱである場合には、原則として遺伝毒性に関する利用可能な情報及び遺伝毒性の結果に基づきまして、リスク判定を行うこととしています。対象物質の食事中濃度区分が区分Ⅲまたは区分Ⅳである場合、対象物質の推定一日ばく露量をADIやTDIなどの参照用量、またはNOAEL等と比較して、対象物質の摂取による対象となるヒト集団における健康へのリスクの程度を推定することとしているということです。

以上が評価指針案の概要となります。

よろしければということですのでけれども、明日1月30日から2月28日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えているということです。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

1点、私からなのですがけれども、食品区分係数とか、あるいは消費係数というのがあったかと思うのですが、これは定義のところには、使用実態から算出すると書いてある訳なのですがけれども、どのようなデータで誰が算出することになるのでしょうか。

○中山評価第一課長 基本的には、研究事業において委託された国立衛生試験所における研究の中で実施されているということですが、もとになっているデータは厚生労働省が入

手しているデータを用いて実施しているということです。

○佐藤委員長 生活が変わると容器包装の使い方も変わるのだらうと思うのです。あるいは食べるものも変わるのだらうと思うけれども、何年後とかに見直すということになる訳ですか。それは研究の結果次第。

○中山評価第一課長 それに関しては、必要なタイミングでデータを更新して見直すことも想定されるということになろうかと思えます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映を器具・容器包装専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(7) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事であります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、概要について説明いたします。

資料7-1、資料7-2をお願いいたします。まず資料7-1ですが、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンです。

評価書案の4ページの要約を御覧ください。2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンは、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、以下「HMTBa」と言いますが、それとマンガンがキレート結合したものであり、動物の消化管内ではHMTBa及びマンガンがそれぞれ吸収され、生体内で利用されと考えられます。

HMTBaについては、食品安全委員会の対象外物質メチオニンの評価において、食品を通じて動物用医薬品及び飼料添加物由来のメチオニンを人が過剰に摂取することはないと考えたと評価しています。

また、マンガンについては、清涼飲料水の評価でTDIを0.18 mg/kg 体重/日と設定しています。

本飼料添加物を対象動物に混餌投与した試験では、無機体マンガンを投与した場合と比

較して、各組織中のマンガンの濃度に大きな差は見られませんでした。

対象動物を用いた飼養試験において毒性影響は見られませんでした。

したがって、従来から日本で指定されているマンガンを含有する飼料添加物と比較して、食品を介したヒトへの毒性影響が大きく異なる可能性は低いと考えました。

以上のことから、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンの飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

次に、資料7-2、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅です。

評価書案の4ページの要約を御覧ください。先ほど御説明したマンガンの部分が銅に変わったものです。HMTBaについては、先ほどと同じです。

銅については、清涼飲料水の評価で、許容上限摂取量を9 mg/ヒト/日と設定しております。

本飼料添加物を対象動物に混餌投与した試験では、無機体銅を投与した場合と比較したところ、肝臓において高い傾向が見られましたが、筋肉を含む他の組織中の蓄積濃度に大きな差は見られず、飼料添加物として適切に使用される場合の残留濃度が日本で指定されている銅を含有する他の飼料添加物と比較して大きく異なる可能性は低いと考えました。

対象動物を用いた飼養試験において毒性影響は見られませんでした。

したがって、従来から日本で指定されている銅を含有する飼料添加物と比較して、食品を介したヒトへの毒性影響が大きく異なる可能性は低いと考えました。

以上のことから、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

補足の説明を事務局からお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料7-1にお戻りください。

資料7-1、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガンの6ページをお願いいたします。上の方から5. といたしまして、使用目的及び使用状況を記載しております。本飼料添加物は、飼料のマンガンの補給を目的とした有機体マンガンの飼料添加物です。

日本ではマンガンを含有する飼料添加物として、炭酸マンガンを、ペプチドマンガンを及び硫酸マンガンを、メチオニン関連の飼料添加物として、HMTBa及びDL-メチオニンを指定されています。

本飼料添加物は、海外では、米国及びEUを初めとして十数カ国・地域において販売されています。

19ページをお願いいたします。19ページから遺伝毒性試験について記載をしております。*in vivo*の試験は行われていませんが、*in vitro*における試験がいずれも陰性でした。

20ページの(2)、(3)に記載しておりますマンガンの及びHMTBaの評価結果を踏まえ、

(4) にMn-(HMTBa)₂に関する遺伝毒性のまとめといたしまして、Mn-(HMTBa)₂が飼料添加物として適切に使用された場合において、食品を通じて生体にとって特段問題になる遺伝毒性は生じないと考えたとしております。

その下から急性毒性試験の結果を記載しております。

亜急性毒性試験、慢性毒性試験、発がん性試験、生殖発生毒性試験については、実施されておられません。

24ページに食品健康影響評価を記載しておりますが、結論につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

続きまして、資料7-2、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅の6ページをお願いいたします。本添加物は、先ほど御説明したマンガンの部分が銅にかわったものです。

日本では銅を含有する飼料添加物として、ペプチド銅及び硫酸銅が指定されています。

本飼料添加物は、海外では、米国及びEUを初めとして十数カ国・地域で販売されております。

23ページから遺伝毒性試験について記載をしております、27ページにまとめを記載しております。(4)のところをお願いいたします。Cu-(HMTBa)₂を含む銅化合物につきましては、染色体異常誘発性を有するものの、遺伝子突然変異誘発性はないと考えられました。

ヒトに対する銅の遺伝毒性については、過負荷の条件下における場合を除いて予見されておらず、通常のヒトの経口摂取の範囲においては、一般的に遺伝毒性があるとは考えられておられません。

また、HMTBaについては、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと評価しております。

したがって、Cu-(HMTBa)₂が飼料添加物として適切に使用された場合において、食品を通じて生体にとって特段問題になる遺伝毒性は生じないと考えたとしております。

急性毒性試験の結果をその下から記載しております。

最後、38ページに食品健康影響評価を記載しておりますが、結論につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

以上2種類の飼料添加物につきまして、よろしければ、明日1月30日から2月28日までの30日間、メチオニンの評価書をつけた上で、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼すること

といたします。

(8) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について」
であります。

事務局から報告をお願いいたします。

○中山評価第一課長 それでは、お手元の資料8に基づきまして報告します。

平成22年1月1日以降におきまして食品安全委員会においてリスク評価の要請事項が説明された企業申請品目を対象といたしまして、食品安全委員会決定ということでございますけれども、要請事項の説明を受けた日から1年以内に食品健康影響評価の結果を通知するよう努めることとされているということでもあります。その食品安全委員会決定の中でさらにこの標準処理期間の達成状況については、事務局が毎年1回、食品安全委員会に対して報告を行うということになっています。したがって、昨年、平成30年の間の結果につきまして、今回報告をさせていただくというものです。

記の下にございますけれども、結果としては、企業申請品目について、平成30年は112件の評価結果を通知し、全て標準処理期間内に処理できたということになるかと思えます。

裏を見ていただくと、今の申し上げた結果につきましては、表の一番下の少し太い線で囲ってある部分が相当します。平成30年、112件で、標準処理期間を超過した件数は0件という形で記載があります。

内訳として、添加物、農薬、動物用医薬品などについてそれぞれ何件であったかというのが、横に数値が並んでいるということでもあります。

なお、上の方ですけれども、評価の要請を受けた件数についても表としているということでありまして、平成30年につきましては評価の要請を受けた件数は89件であったということで、それぞれの分類ごとの件数も記載されているということでございます。

引き続き、標準処理期間内に達成できるようにということで事務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について何か御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

ただ今報告をいただいたとおり、平成30年は全て標準処理期間内に結果を通知しており

ます。これは関係する皆様方の取り組みのおかげと考えております。

引き続き、業務の効率化を図る等、速やかな調査審議に努力していきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

(9) その他

○佐藤委員長 他に議事はございませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週2月5日火曜日14時から開催を予定しております。

また、30日水曜日10時から「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」が公開で、同じく30日14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第728回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。